

特区

提案について

アイデアは

ありませんか？

最近、新聞やテレビなどのメディアで『特区』という言葉が耳にされることと思います。構造改革特別区域、通称『特区』

制度とは、国の規制改革の提案を民間事業者の方々や地方公共団体が国に対して直接行うことができる制度のことです。

例えば、個々の事業者が『このような規制があるので事業活動に参入できない』、あるいは『こんな法律があるので事業活動に制約を受けている』といった状況にあるときは、国の規制そのものの見直しを求める材料となります。特区とはこのような状況を解決するための手段となりうるものです。

町では、このような考えをお持ちの方、事業者からの提案をもとに、まちの社会経済的な効

果や活性化が期待できると思われるものについてはともに考え、国に提案していきたいと考えていますので、何かよいアイデアをお持ちの方はぜひお知らせください。

■特区制度の理念として、基本的に財政措置は講じられない

ため、税の減免措置や町独自の制度は対象となりません。

募集期間：平成16年12月24日

(金)

提出方法：提案の内容を、用紙にまとめ(様式は問いません) FAX、メール、郵送または、直接、企画財政課へ提出してください。



【鹿児島県内の認定状況】

主体	名称	規制緩和項目
鹿屋市	かのやすくすく特区	・市費で負担する教職員の任用
西之表市	さつまいも地域資源再生特区	・農業生産法人以外の法人への農地の貸付
川内市	唐浜らっきょう生産振興特区	・農業生産法人以外の法人への農地の貸付
加世田市	砂丘地域再生振興特区	・農業生産法人以外の法人への農地の貸付 ・自治体等以外の法人等による市民農園の開設
大口市	山間農地安心安全作物生産振興特区	・農業生産法人以外の法人への農地の貸付
鹿児島県	宇宙開発特区	・衛星機能確認を行う場合の無線通信免許手続きの簡素化

【問い合わせ・提出先】

〒899-7305 大崎町仮宿 1029 大崎町役場 企画財政課 企画広報係

TEL 76-1111 FAX 76-3979 メールアドレス kikakuzaisei@town.osaki.kagoshima.jp